

## 食の産業情報発信支援事業費補助金交付要領

### (通則)

第1条 食の産業情報発信支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日三重県告示第250号。以下「交付要綱」という。）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「排除要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において、中小企業者等とは、三重県内本社又は主たる事業所（事務所を含む）を有する次の各号のものをいう。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するもの。ただし、次の表に掲げる業種に係る資本の額または出資の総額並びに常時使用する従業員の数に関しては、それぞれ次の表の数値以下の会社及び個人とする。（事実上大企業の支配下にある企業（株式会社の場合は議決権のある株式総数の過半数、有限会社の場合は議決権を有する総株主の過半数を大企業に保有されている企業）を除く。）

	業種	資本の額または出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

(2) 第1号に掲げる二以上の中小企業者で構成されるグループで運営規約、事務処理体制及び当該グループの存続性等から判断して知事が適当と認めたもの。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める団体

2 この要領において「食関連産業」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 農業
- (2) 漁業
- (3) 製造業のうち、食料品製造業
- (4) 製造業のうち、食に関する機械設備等製造業（食品加工機器、ライン、制御システム、冷蔵等保存機器、厨房機器等）
- (5) 製造業のうち、食器類、調理器具等製造業（卓上用・厨房用ガラス器具、陶磁器、洋食器等）
- (6) 卸売・小売業のうち、飲食料品、食に関する機械器具、食器類等卸売・小売業
- (7) 宿泊業、飲食サービス業
- (8) その他知事が認めるもの。

- 3 この要領において「展示会等」とは、複数の出展者が一堂に会し、取引先や事業提携先の開拓、商品の市場性の見極めや、受発注の機会の確保を目的に、自社の产品や製品、技術等を来場者に対して展示し、もしくは商談を行う展示会、見本市、商談会等をいう。

(補助金の交付の目的)

第3条 この補助金は、県内の食関連産業に携わる中小企業者等が、国内外の展示会等への出展等に要する経費の一部を補助することにより、本県の食関連産業の振興及び活性化を図ることを目的とする。

(補助対象事業及び経費、補助率、補助限度額等)

第4条 この補助金は、第2条第2項に規定する食関連産業に携わる同条第1項に規定する中小企業等が行う次の各号に掲げる事業に必要な経費であって、別表1の「補助対象経費」に掲げるもののうち知事が必要かつ適正と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

(1) 国内展示会等出展事業

日本国内の展示会等のうち、300以上の出展者が参加する三重県外で開催されるものへの出展。

(2) 海外展示会等出展事業

三重県が日本国外で開催、または三重県及びみえ国際展開推進連合会協議会、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会等が日本国外において販路開拓を目的として三重県ブース、三重県フェア等として参加する展示会等への出展。

- 2 補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 同一の中小企業等が補助金の交付を受けることができる回数は、第1項の各号それぞれ1回とする。
- 5 国（独立行政法人等を含む）、本県又は他の地方公共団体、三重県の外郭団体、みえ国際展開推進連合会協議会、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会等から同一展示会等において当補助金の対象経費に係る部分について補助金等の交付や助成を受ける場合は対象としない。
- 6 本事業の採択者は別途県主催のセミナー等の受講を受けることとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条の規定に基づき、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助申請者は、前項の補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請し

なければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該計画に係る書類の審査、排除要綱に則った条件の確認及び必要に応じて現地調査や申請者からの聴き取り等を行い、その結果を総合的に判断して、適正と認めるときは規則第7条の規定により補助金の交付を決定し、補助事業を実施する申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定にあたっては必要に応じ条件を付し、または申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。
- 3 知事が当該計画を審査するために必要な事項は別に定める。
- 4 知事は、第1項の審査にあたっては、その方法を申請者に周知し、公正公平を旨としておこなわなければならない。
- 5 知事は、第1項による交付の決定にあたっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについてはこれを審査し、適當と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 6 知事は、前条第2項のただし書きにより交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (事業の着手時期)

第7条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合はこの限りではない。

- 2 前項のただし書きにより補助金を受けようとする補助申請者は、前条第一項の規定により提出する交付申請書に、事前着手理由書（様式1別紙4）を添付するものとする。なお、補助対象経費は、交付申請日以降に発生した経費とする。

#### (申請の取下げ)

第8条 第6条第1項の補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

#### (補助事業の変更等の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの変更を行おうとする場合には、あらかじめ承認申請書（様式2）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の20パーセントを超える増減

(2) 補助事業の内容の変更であって、事業の目的の変更、参加する展示会等の変更など事業の根幹に係るもの。

2 知事は、前項の変更等の承認にあたっては必要に応じ条件を付し、又は申請内容を変更して承認することができる。

(補助事業の中止・廃止)

第 10 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第 4 号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第 12 条 知事は、補助事業者は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、額の確定の有無に関わらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消しすることができる。また、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容、条件、その他この要領に基づく処分等に違反したとき
- (3) その他補助事業に関して法令又は法令に基づく処分等に違反したとき
- (4) 補助事業を中止又は廃止したとき
- (5) 補助事業者が暴力団排除要綱別表に掲げる一に該当する者と確認されたとき
- (6) 補助事業者が、暴力団排除要綱第 8 条第 1 項に定める「補助事業の遂行に当たって暴力団等による不当介入を受けたときに、知事に報告を行うとともに、警察に通報を行うこと、捜査上必要な協力をを行う義務」を怠ったとき

(状況報告)

第 13 条 補助事業者は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書（様式 5）を10月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、9月30日までに補助事業を完了又は廃止した時を除く。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認める場合には、補助事業者は、別に定める日現在における補助事業の遂行状況について、別に定まる日までに、状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その日から 20 日を経過し

た日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象経費を外貨で支払った場合には、金融機関の発行する支払った日の為替レートを照  
明する書類等を添付しなければならない。また、円価に換算した場合に1円未満の端数が生じ  
た場合には、領収書ごとに1円未満を切り捨てた金額を補助対象経費とする。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に  
係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額  
して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 知事は、前条の規定により補助事業の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容（第14条に基づいて承認を受けている場合はその承認の内容）及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第16条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の請求は、補助金の額の確定を知事から通知された後に行うものとする。

（補助金に係る経理）

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（成果の調査）

第19条 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、成果に関する検証を行い、又は補助事業者に成果を発表させることができる。

（その他）

第20条 規則およびこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

別表1

補助対象事業	補助対象経費	経費の内容	補助率	補助限度額
国内展示会等 出展事業	会場料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示会等への出展小間料、会場借料、小間指定権等</li> <li>・展示等工事費（展示等に必要な設備工事費、電気工事費等）</li> <li>・備品使用料（展示等ブース内で使用する機器（ショーケース、照明機器等）や備品のレンタル料等）</li> <li>・会場での光熱水費</li> </ul> <p>※展示即売会等の即売を主な目的とするものへの出展は対象外とする。            ※出展者セミナーの開催費用は対象外とする。            ※備品（モニター類等）の購入費は補助対象外とする。</p>	補助対象経費の1／2以内	上限35万円
海外展示会等 出展事業	渡航費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡航にかかる航空運賃（空港利用税、サーチャージを含む）</li> <li>・現地ホテル等宿泊費</li> </ul> <p>※補助対象となるのは2名までとする。            ※ファーストクラス、ビジネスクラス等特別に付加された料金は対象外とする。            ※航空運賃は、三重県等が関与する海外展示会等への参加以外の行程が往路または復路のいずれかに含まれる場合は、日本側出発空港と県等が関与する展示会等が開催される国を単純往復した場合の費用に準じた額。            ※宿泊料は、補助事業者が定める旅費規程に関わらず、県の旅費条例を準用し、その額をもって補助対象経費の上限とする。            ※宿泊料は、県等が関与する海外展示会等への参加日数分が対象。            ※日当、食費については対象外とする。</p>	補助対象経費の1／2以内	上限30万円